

## Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

### Ⅱ－２ 男性の家事・育児への参画

#### 1. 育児休業の取得の状況及び推移

都の令和元（2019）年度の女性の育児休業取得率は95.6%であり、平成22（2010）年度以降90%台で推移している。一方、配偶者が出産した男性の育児休業取得率は平成25（2013）年度以降上昇傾向が続いていたが、一転して11.8%と減少に転じた。

図表Ⅱ－２－１－１ 育児休業取得の状況（都）

|                 | 男性     | 女性     |
|-----------------|--------|--------|
| 出産者数（男性は配偶者が出産） | 3,478人 | 2,200人 |
| 育児休業取得者数        | 410人   | 2,103人 |
| 育児休業取得率         | 11.8%  | 95.6%  |

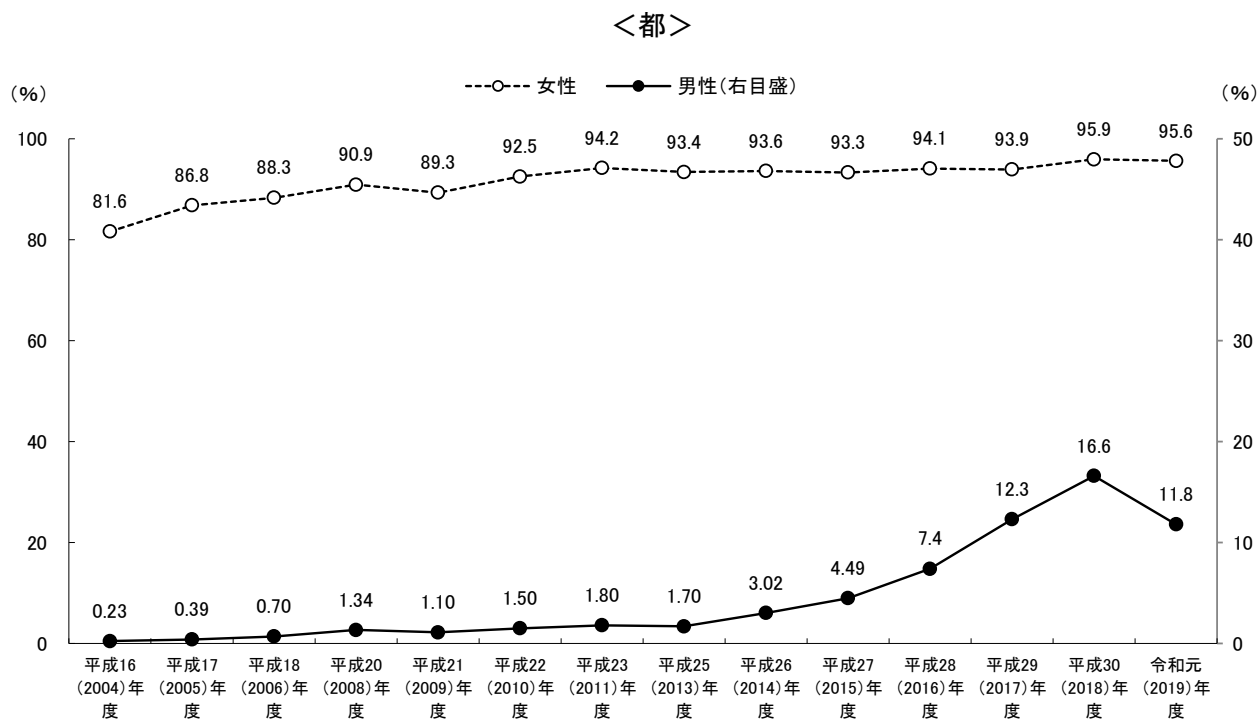
注：育児休業取得率＝育児休業取得者数／出産者数×100

出産者数は、平成30（2018）年4月1日から平成31（2019）年3月31日までに出産した人数

育児休業取得者数は、出産者数のうち、平成31（2019）年9月1日までに育児休業を開始した人数

資料：東京都産業労働局「令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

図表Ⅱ－２－１－２ 育児休業取得の状況の推移（都・全国）



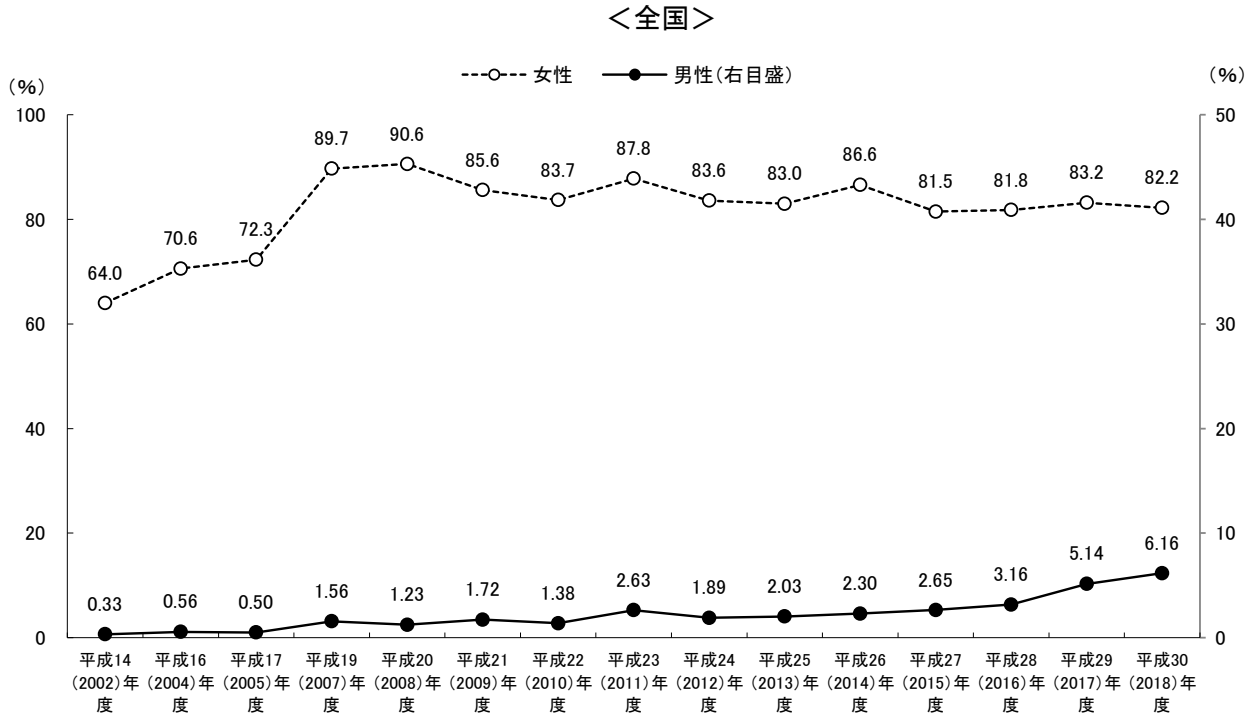
注1：調査対象は、都内全域（島しょを除く）の従業員規模30人以上の事業所で、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」の13業種、合計2,500社

注2：平成19（2007）年度、平成24（2012）年度はデータなし

資料：東京都産業労働局「令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

## Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

一方、全国の育児休業取得率は、女性は平成 21（2009）年度以降 80%台で推移しており、平成 30（2018）年度は 82.2%である。男性の育児休業取得率は平成 30（2018）年で 6.16%である。都に比べて、女性で 13.4 ポイント、男性で 5.6 ポイント低い。



注 1：調査対象の事業規模は 5 人以上

注 2：平成 23（2011）年度については、岩手県、宮城県及び福島県を除く数値である。

注 3：育児休業取得率＝出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）の数／調査前年度 1 年間（平成 27（2015）年度調査については、平成 25（2013）年 10 月 1 日から平成 26（2014）年 9 月 30 日まで）の出産者（男性の場合は配偶者が出産した者）の数。

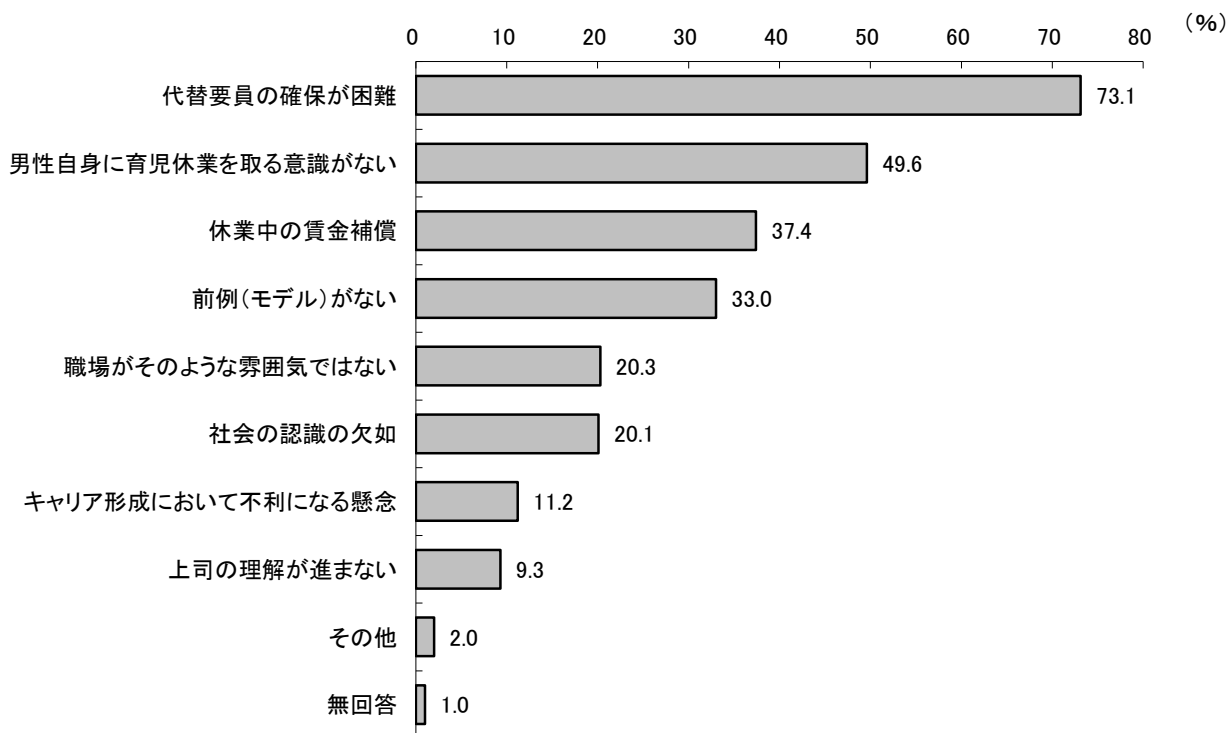
資料：厚生労働省「平成 30 年度雇用均等基本調査（事業所調査）」

## Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

### 2. 男性の育児休業取得に当たっての課題

男性が育児休業を取得する際の課題として、「代替要員の確保が困難」が73.1%で最も多く、以下「男性自身に育児休業を取る意識がない」49.6%、「休業中の賃金補償」37.4%、「前例（モデル）がない」33.0%の順となっている。

図表Ⅱ－2－2 男性の育児休業取得に当たっての課題（都）

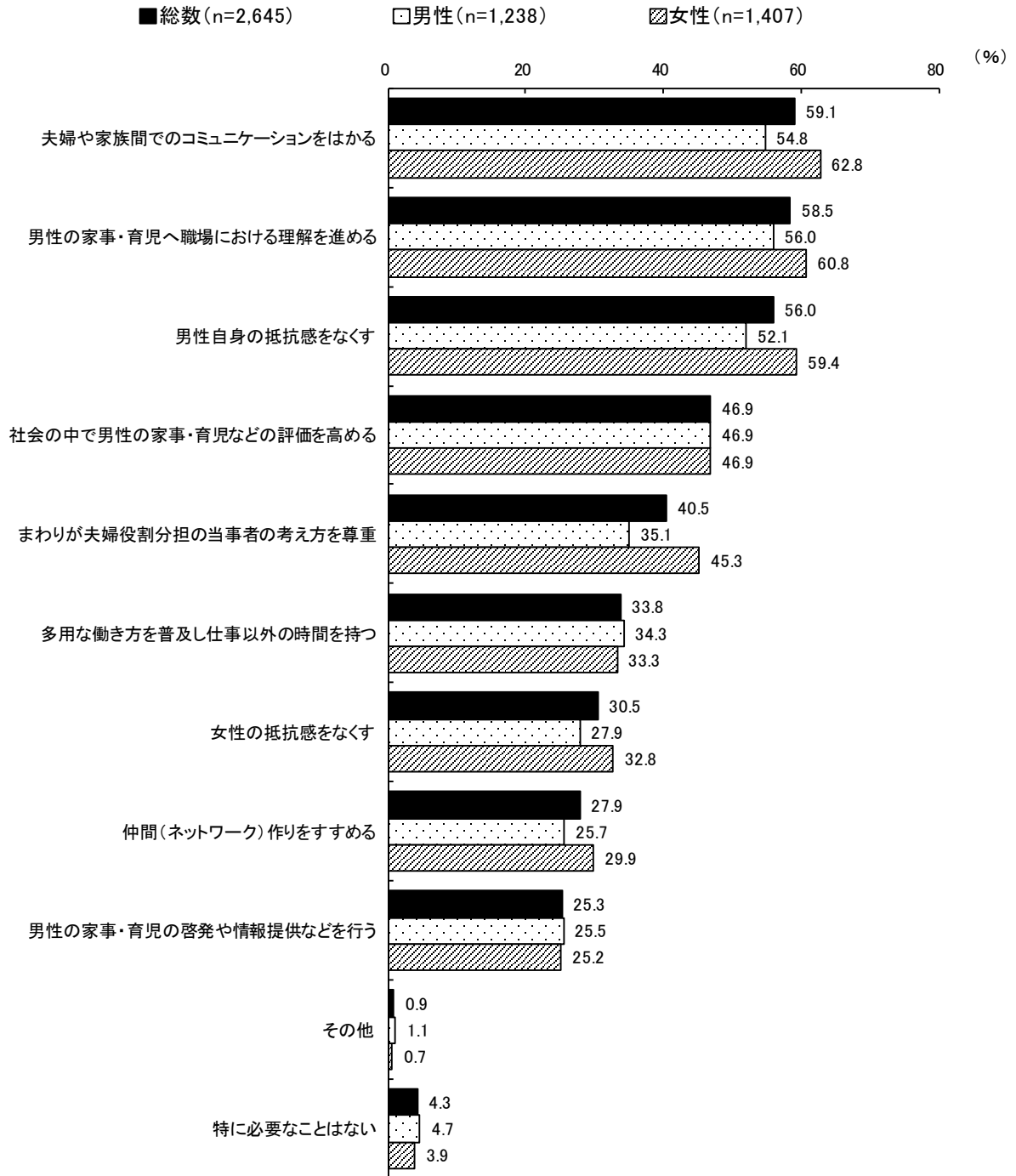


資料：東京都産業労働局「令和元年度東京都男女雇用平等参画状況調査」

3. 男性の家事、子育て、介護、地域活動への参加

男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこととして、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをはかる」が最も多く、男性の 54.8%と女性の 62.8%が選んでいる。次いで、「男性の家事・育児へ職場における理解を進める」、「男性自身の抵抗感をなくす」が上位に挙げられた。

図表Ⅱ－２－３ 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと（全国）



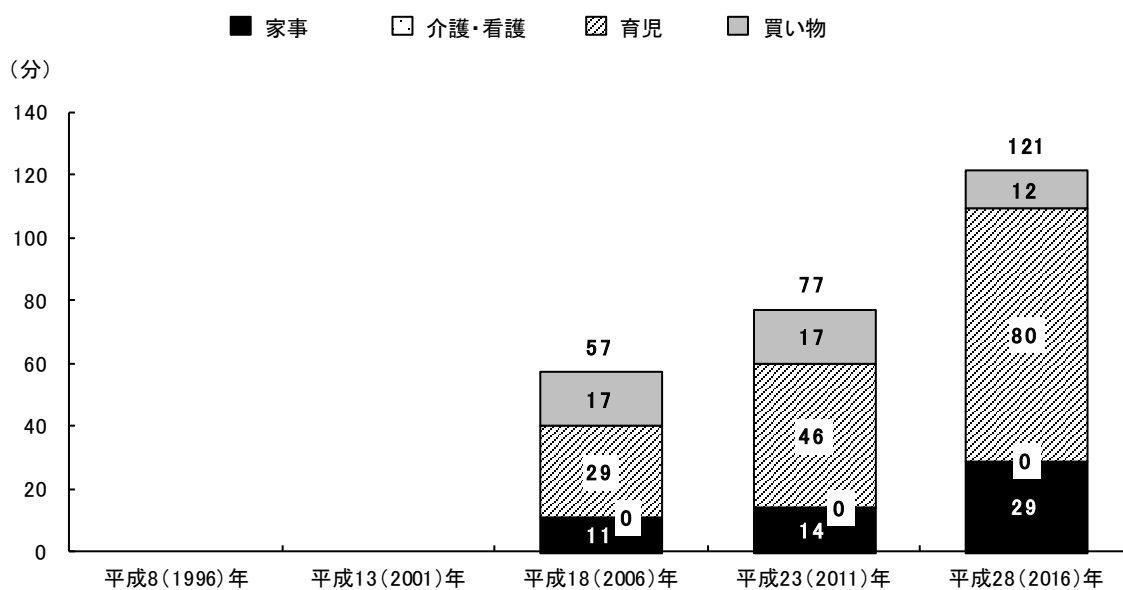
資料：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和元年）

## Ⅱ 女性も男性もいきいきと豊かに暮らせる東京の実現

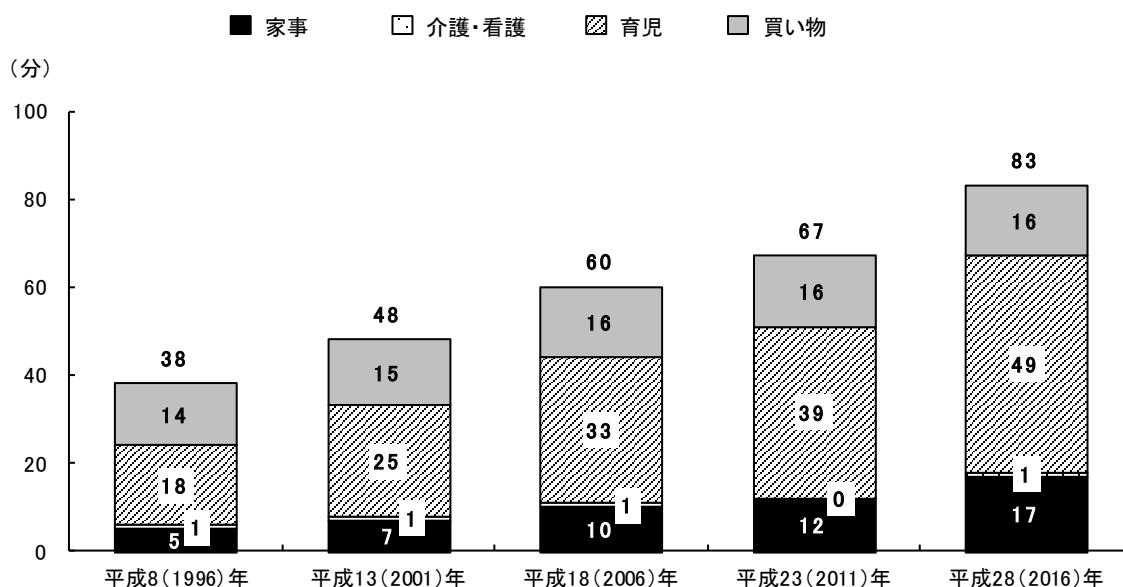
### 4. 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間

6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間は、都・全国とも年々増加傾向にあり、平成28年(2016)年には都で121分、全国で83分となっている。  
とくに、育児時間は都では平成23(2011)年の46分から平成28(2016)年では80分と大きく増加し、全国との差も7分から31分に拡大している。

図表Ⅱ-2-4 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間（都・全国）  
<都>



<全国>



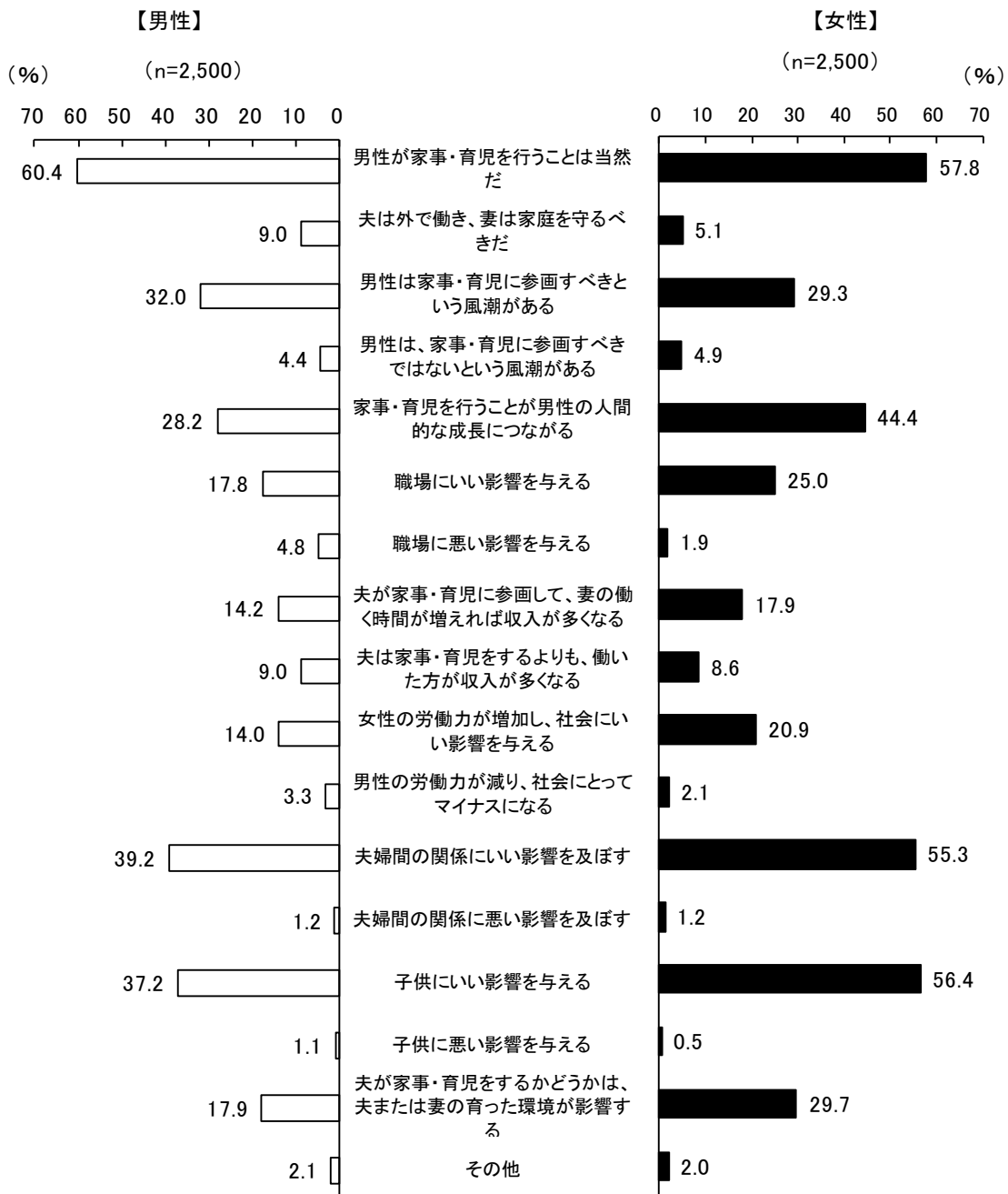
注1 週全体の時間（分）である。

資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」

5. 男性が家事・育児を行うことについてのイメージ

男性の家事・育児参画のイメージを聞いたところ、女性、男性とも「男性が家事・育児を行うことは当然だ」(女性 57.8%、男性 60.4%)、「子供にいい影響を与える」(女性 56.4%、男性 37.2%)、「夫婦間の関係にいい影響を及ぼす」(女性 55.3%、男性 39.2%)が上位となっている。

図表Ⅱ－２－５ 男性の家事・育児参画のイメージ(都)



資料：東京都生活文化局「男性の家事・育児参画状況実態調査」令和元年7月